



# 肝ぞう通信

## 第10号 《 肝炎への助成制度と治療と仕事の両立支援について 》

### お知らせ

肝疾患医療センターは、肝疾患に関する心配事や悩み事のご相談にお応えしています。

当院では、総合相談室が窓口になっております。

場所：病院 1 階  
総合相談室

受付時間：

平日 9：00～15：00

土曜日 9：00～12：00

(第 2・4 土曜日除く)

### 次回号

テーマ：看護について

3月19日発行予定

### 発行責任者

東海大学医学部付属病院  
肝疾患医療センター長  
加川 建弘

## 1. ウイルス性肝炎への助成制度の最近の動向

これまで、国、自治体により肝炎ウイルス検査、肝疾患治療の促進のために助成制度があり、最近では助成の適応範囲が広がって来ている。また、肝炎患者さんへの救済措置として特別措置法にもとづく給付金がある。

### (1) 初回精密検査に対する助成範囲の拡大

地域・職域の肝炎ウイルス検査で陽性であった人に対して(専門)医療機関への受診を勧奨するため初回精密検査費用の助成が行われて来た。さらに令和2年度からは、妊婦健診や手術前検査において陽性と分かった人も初回精密検査の助成対象となった。

### (2) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業

従来、入院治療に限られていたが、通院治療(肝動脈からの化学療法に加えて、**分子標的治療薬**による治療も対象)も含まれる方向で調整中(令和3年度4月からを目指して)となっている。

### (3) 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法

集団予防接種の際の注射器の連続使用によりB型肝炎ウイルスに感染した者等に対する特定B型肝炎ウイルス感染者給付金及び訴訟手当金(以下「給付金等」)